

令和7年度

長浜市内部統制評価報告書審査意見書

長浜市監査委員

長監委第105号
令和8年8月17日

長浜市長 浅見 宣義 様

長浜市監査委員 安原 徹
長浜市監査委員 三浦 良勝
長浜市監査委員 桐山 恵行

令和7年度長浜市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき、同条第4項に規定する令和7年度長浜市内部統制評価報告書について審査をしたので、次のとおり意見を提出します。

令和 7 年度長浜市内部統制評価報告書審査意見

第 1 審査の対象

「令和 7 年度長浜市内部統制評価報告書」

第 2 審査の着眼点

監査委員による令和 7 年度長浜市内部統制評価報告書の審査は、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検討を行い審査した。

第 3 審査の実施内容

令和 7 年度長浜市内部統制評価報告書について、「長浜市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の「V 監査委員における内部統制評価報告書の審査」に基づき、関係職員から説明を求め、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価にかかる資料やその他監査等によって得られた知見に基づき審査を行った。

第 4 審査の結果

令和 7 年度長浜市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当であると認められた。

不適正事案の発生防止に向けて業務リスク管理の取組を強化された結果、不適正事案の件数は前年度に比べ大きく減少し、「ガイドライン」に基づく「重大な不備」についても該当なしの評価につながった。このような中、市民生活に影響を及ぼす重大な不備の発生はなかったものの、日々の業務の中で、担当者の認識不足やケアレスミスは例年同様に見受けられたため、組織のチェック機能が十分に働いていない事案もあったように思われる。

なお、内部統制が一部有効に運用されていなかったと判断された部分については、既に改善・是正のための措置が講じられている。

第 5 今後について

内部統制制度が導入され 5 年目となり、一部に不適正事案は発生しているものの、職場内においてはリスクを想定して業務をコントロールする仕組みが整えられ、重点的に取り組むべき事項についても全ての所属で未然防止対策が実施されるなどリスク対策の強化が図られている。

不適正事案が発生した際には、速やかにその原因を分析し改善対策に取り組まれるとともに、職場内では情報共有を図られるなど、より有効な対策をお願いしたい。また、日々の業務では、日常の細かなミスを見逃さずリスクの芽を摘むことにより重大な不備を未然に防止できるため、チェック機能が有効に働くような組織のマネジメントについても引き続き取り組まれない。

内部統制制度に沿った適切な評価をされることはもとより、より効果的な運用が図れるよう随時評価制度を見直され、制度の充実に努められたい。